

**みなみまぐろの全ての死亡要因の報告に関する決議**  
(2012年10月1-4日、第19回年次会合にて採択)

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

第11回委員会会合報告書及び第5回遵守委員会会合報告書に記録されているみなみまぐろの全ての死亡要因を報告するというメンバー及び協力的非加盟国による従前の合意を想起し、

全ての死亡要因に関するデータ及び報告に関する要件を明確にするために、メンバー及び協力的非加盟国によるこれまでの約束を拡大委員会の決議として文書化することの重要性を考慮し、

さらに、2011年の拡大委員会特別会合において採択されたCCSBT戦略計画を想起し、

メンバー及び協力的非加盟国は、かかる戦略計画において、みなみまぐろの全ての死亡要因に関するメンバーからの報告が正確かつ完全なデータであることを確保する規則に合意することを「非常に優先度が高い」と認めていることに留意し、

かかるデータが拡大科学委員会によって検討される重要性を認識し、

条約第8条パラグラフ3(b)に基づき、次のとおり合意する。

1. 全てのメンバー及び協力的非加盟国は、パラグラフ2に従うことを条件として、拡大委員会に提出する国別報告書を通じて、みなみまぐろの全ての死亡要因にかかる量についての正確かつ完全なデータを報告するものとする。
2. パラグラフ1によって要求される完全かつ正確なデータを提供することが困難なメンバー又は協力的非加盟国は、拡大委員会に提出する国別報告書を通じて、みなみまぐろの全ての死亡要因にかかる最善の推定値を報告するものとする。
3. この決議の適用上、「全ての死亡要因」には、投棄及び遊漁が含まれるものとするが、これらに限定されない。これには、かかる要因によってもたらされた結果（生存、活きがよい状態、瀕死、死亡）を含めることとする。
4. 事務局は、現在事務局から遵守委員会年次会合に提出している措置の遵守に関する表を拡張し、みなみまぐろの全ての死亡要因にかかる報告を記載する欄を設ける。

5. 拡大科学委員会は、メンバー及び協力的非加盟国の国別報告書を通じて提供されるみなみまぐろの全ての死亡要因に関するデータを、同委員会の作業（将来の資源評価等）に利用するものとする。